



高知県四万十市 地域おこし協力隊員(観光振興) 募集要項

「日本最後の清流 四万十川」川とともに生きるまちへ人を呼び込んでくれませんか。

四万十市は、高知県西南部に位置し、高知県津野町不入山を源流点とする 196km の西日本最長の大河「四万十川」の中下流域に位置しています。

流域には、この豊かな川とともに寄り添った生活がいまだに多く残り、昭和 58 年のテレビ放送において、その美しい風景と暮らしが「日本最後の清流」というシンボリックな表現で称されたことにより、その名を全国の皆様に知っていただくことができました。そして時は流れ、平成 17 年に「四万十」は街の名前になりました。山あり川あり海ありの「川とともに生きるまち 四万十市」で働いてみませんか？

私たちは、SNS 等を活用した観光情報発信の強化、インバウンドへの新たなアプローチ、観光資源の魅力向上や価値創出、観光施設の利用促進等の諸課題に対し、新たな視点や発想をもって取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集しています。

四万十市の観光振興・地域おこし活動に興味のある方、将来四万十市に定住し、観光の担い手として就業及び起業する思いをもった意欲のある方の応募をお待ちしています！



1 募集人員

地域おこし協力隊員(観光振興) 1名

2 主な業務(活動内容)

観光振興に向けた課題解決、魅力向上や価値創出の取り組みに関わる協力活動を行っていただきます。具体的には、観光施設へ観光客誘客のためのソフト事業の企画運営や、観光振興に関する情報収集から情報発信の仕組みづくり等などを主に行っていただき、その他業務として任期満了後の定住に繋げられる活動を行ってまいります。

(1) 主要業務

四万十市の観光振興に関する業務、観光での魅力向上や価値創出の業務

ア 観光施設誘客のためのソフト事業の企画・運営

イ 観光施設利用者のニーズ把握

ウ 観光振興に関する情報の収集・魅力創出・発信

エ 観光施設及び観光団体とのネットワーク構築及び活動への参画

オ その他観光振興に関する必要な活動

(2) その他業務

地域振興に資する活動

3 募集対象

下記(1)~(10)の要件を満たす方

- (1) 地域産業の振興に造詣もしくは興味があり、都市地域等(※1)から四万十市に生活の拠点を移し、住民票を異動させて、生活できる方
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許 AT 限定可 を取得している方
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方
- (10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※1 上記の「都市地域等」とは、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域)を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

4 担当地域、住居、任用予定日等

担当地域	住居	任用予定日	事務所
四万十市内	四万十市内	令和7年10月1日※	四万十市観光商工課内

※募集期間締切月の翌々月の1日からの任用を予定しております。募集期間が延長となった場合は、任用予定日も併せて延期となります。また、仕事の引継ぎ等の理由により任用予定日から活動が困難な場合は、任用日について相談に応じることも可能です。

5 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数

週4日

(2) 勤務時間

原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります。

6 雇用形態及び期間

(1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員第22条の2第1項第1号）として四万十市長が任命します。

(2) 初年度の任用期間は、任用開始日から令和8年3月31日までです。次年度からは年度毎に再任用できるものとし、最長3年間とします。

(3) 協力隊員として相応しくないと市が判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬

月額183,354円（勤務年数に応じた昇給あり最大月額184,627円）

賞与・通勤手当有り（条件を満たした場合）

※退職手当等は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

(1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めますが、事前の届出が必要です。

(2) 住宅借上げに対する補助金(月額50,000円上限)を支給します。なお、賃貸住宅については各自で探してもらうことになります。

(3) パソコン及び公用車（軽自動車）が1人1台用意されます。

(4) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。

(5) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。

(6) 協力隊の任期満了後、協力隊が四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費(上限100万円)に対しての補助制度があります。

9 応募手続

(1) 募集期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月31日（木）

郵送又はメールで受け付けます。なお、提出された書類は返却しません。

※募集期間内の受付で採用に至らなかった場合は、募集期間を延長することとし、8月以降は毎月末の最終開庁日を募集締切とします。なお、募集期間中に任命者が決定した場合は募集を中止します。

(2) 提出書類

ア 応募用紙

イ 履歴書（市販のもので可。顔写真の添付をお願いします。）

ウ レポート(1,000文字程度)

テーマ「四万十市の観光振興のため、地域おこし協力隊としてやりたいこと」

※応募書類は、郵送により提出してください。提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 備考

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より3日以内に受領連絡をいたします。担当者より連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

10 選考について

(1) 第1次選考について

書類選考のうえ、結果を2週間以内に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考について

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知について

最終選考の結果については、面接後2週間以内に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は、必ず任命日以降に行ってください。任命日以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明について

試験前に現地説明などが必要な方は、個別に現地案内や関係者への話を聞くことも対応可能ですのでご相談ください。

11 申し込み・問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市役所 観光商工課 観光係（担当：白木）

電話番号：0880-34-1783 メールアドレス：kanko@city.shimanto.lg.jp